

<参考>

有期事業 と 事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請A社の工事現場にかかる業務
(注)を下請B社の労働者がB社の
資材置き場で行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しA社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)

(注) なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。

- ② C社労働者が特定の工事現場に付随しないC社内の倉庫整理を行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しC社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ③ D社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しD社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。

- ④ E社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しE社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)

- ⑤ F社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業(工期の定めはなし)を他の業務の合間を利用して行った場合

当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出しF社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

*以上①～⑤はあくまで一例です。

<建設業の事業主の皆さまへのお願い>

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

➤ 労働保険の年度更新では、

- ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の保険関係(労災)
- イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の保険関係(労災)
- ウ 所属労働者の雇用保険

以上のア～ウについてはそれぞれ適正に確定保険料を申告してください。

- #### ➤ 下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求してください。この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください。

※ご不明点があれば、都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。